

香川県水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成22年8月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県水道局管理規程第2号

香川県水道局財務規程の一部を改正する規程

香川県水道局財務規程（昭和43年香川県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(帳簿の種類及び保管)</p> <p>第10条 水道事業に係る取引を記録し、計算し、及び整理するため、次に掲げる帳簿（当該帳簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、<u>磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。</u>）を含む。以下同じ。）を備える。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(帳簿の種類及び保管)</p> <p>第10条 水道事業に係る取引を記録し、計算し、及び整理するため、次に掲げる帳簿を備える。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。